

公調委令和5年（七）第7号 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人ら各自に対し、330万円及びこれに対する令和5年7月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、その居住する4階建てのビル（以下「申請人ら宅」という。）の向かい側にあるレンタルスタジオ（以下「本件スタジオ」という。）を経営している被申請人に対し、本件スタジオにおけるレッスンから発生する低周波音及び振動並びに本件スタジオの利用者のレッスン前後の会話による騒音により、精神的・肉体的苦痛を受けたと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、令和5年6月30日までの間の慰謝料等一人当たり330万円（合計660万円）及びこれに対する同年7月1日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者等

ア 申請人cは、医師であり、申請人ら宅の2階に所在するeクリニック（以下「本件クリニック」という。）において診療を行っている。また、申請人fは、ネットワーク関係の会社を営んでいる。申請人らは、夫婦であり、申請人ら宅の3階及び4階に居住している。（甲A7、審問の全趣旨）

イ 被申請人は、貸しスタジオの経営等を業とする株式会社であり、被申請人の肩書住所地において、レンタルスタジオである「スタジオi」（本件スタジオ）を営んでいる。本件スタジオでは、これを借りた団体によって、チアダンス、バレエ、ヨガ、フィットネス、ボクササイズ、子ども向けの学習教室等のレッスンが行われている。（甲A1、A4[枝番を含む。以下同じ。]、乙18、審問の全趣旨）

(2) 申請人ら宅と本件スタジオの位置関係、周辺の状況等について

ア 申請人ら宅及び本件スタジオの位置関係は別紙1のとおりであり、申請人ら宅の北東側に本件スタジオがある。申請人ら宅の東側の壁と本件スタジオの西側の壁の距離は約1.4mであり、申請人ら宅2階と本件スタジオの敷地はほぼ同じ高さである。申請人ら宅及び本件スタジオが所在する地域は近隣商業地域に指定されている。（甲A2、A3、乙8、34、35、職1）

イ 申請人ら宅は、申請人らの肩書住所地において、平成13年に建設された鉄筋コンクリート造り、杭基礎の4階建ての建物であり、その利用状況は以下のとおりである。

1階は、最大3台まで駐車可能な駐車スペースとして主に利用されており、2階は、本件クリニックとなっており、その平面図は別紙2の図1のとおりである。申請人ら宅2階には、エアコン（別紙2の図1の赤い丸がある位置）、空気清浄機（別紙1の図1の紫の三角がある位置）、換気扇（別紙2の図1のオレンジの四角がある位置）が設置されており、そのほか、洗浄機、内視鏡本体、X線装置本体等の医療機器が設置されている。

また、3階及び4階は、申請人らの住居部分となっており、3階の平面図は、

別紙2の図2のとおりである。3階の北東側、本件スタジオに最も近接した場所に寝室（別紙2の図2の居室1及び居室2。以下、これらの居室を指す際には、単に「居室1」、「居室2」という。）があり、居室1には北側及び東側に、居室2には東側にそれぞれ窓が設置されており、居室1及び居室2のいずれにもエアコンが設置されている。また、居室1の北側にはバルコニーがあり、そこにエアコン室外機が設置されている。寝室の南側には居間がある。

申請人ら宅屋外の北側の敷地上には高さ約2mのエアコン室外機3台が設置されている。

本件クリニックの診療日は水曜及び土曜の午後並びに日曜及び祝日の全日を除いた日であり、診療時間は午前9時30分から午後0時30分までと午後3時から午後6時までである。申請人fは、主に日中は居室1又は居間で過ごす、仕事等の都合で外出することがある。

（以上につき、甲A5～A8、乙13、職1、審問の全趣旨）

ウ 本件スタジオは、被申請人の肩書住所地に所在し、平成22年に写真スタジオとして建設された木造合金メッキ鋼板ぶき平家建の建物であり、その平面図は別紙3のとおりである。

本件スタジオの基礎は鉄筋コンクリート造のベタ基礎であり、床は木製フローリングで、壁には断熱材が使われている。本件スタジオの延べ床面積は約70㎡であり、その中央には約58㎡のスペースがあり本件スタジオの南西側には入口（エントランス）がある。南側には窓ガラス（異板厚の複層ガラス）が、西側及び北側には排煙窓が設置されているが、西側の排煙窓には吸音ウール厚100mmが充填されている。

また、本件スタジオにはピアノとオーディオが設置されている。本件スタジオの入口の前には人が数人集まれるほどのスペースがあり、その南（申請人ら宅の東側）には、北から南へ下る階段状の通路（以下「本件通路」という。）があり、本件スタジオからの出入りには、本件通路を利用する。

(以上につき、甲A3、A4、乙17、34、38、職1)

エ 申請人ら宅及び本件スタジオの周囲には複数の住居があり、申請人ら宅の南側には自動車が通過可能な生活道路がある。また、申請人ら宅及び本件スタジオの南側約18mの距離には、時間極め駐車場(32台)があり、約40mの距離には、片側2車線の都道●号p街道が東西に通っている。さらに、申請人ら宅は、j線k駅から徒歩約5分であり、直線距離で125m以内の範囲にj線の線路がある。(甲A2、A3、乙8、10、19、21、26、36、職1)

(3) これまで実施された測定調査等

ア 申請人らは、q株式会社(以下「測定業者」という。)に委託し、令和3年11月26日、同年12月4日に申請人ら宅において騒音、振動及び低周波音の測定調査を実施した(以下「調査①」という。)(甲B1)

イ 申請人らは、令和3年11月18日から同月21日にかけて、申請人ら宅において騒音及び振動の測定調査を実施した(以下「調査②」という。)(甲B2)

ウ 申請人らは、令和6年11月22日から同月26日にかけて、申請人ら宅において騒音、低周波音及び振動の測定調査を実施した(以下「調査③」という。)(甲B8)

エ 裁定委員会は、愛知工業大学工学部建築学科の教授であり、振動、低周波音及び騒音を専門とする佐野泰之を専門委員に選任し、その後、公害等調整委員会事務局は、令和6年10月2日、受命委員及び専門委員が立ち会った上で、申請人ら宅における暗騒音等を調査するための測定調査等を実施した(以下「本件調査」という。)。専門委員は、令和7年5月、本件調査の結果に基づき意見書(以下「本件意見書」という。)を当裁定委員会に提出した。(職1、2)

(4) 騒音に関する行政基準

ア 申請人ら宅及び本件スタジオが所在する地域に適用される騒音に係る環境基

準（環境基本法16条1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。以下「環境基準」という。）は、昼間（午前6時から午後10時までの間）が60dB以下であるが、道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域）は昼間が65dB以下である（いずれも等価騒音レベルの数値）。

（乙40、41）

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「都条例」という。）136条で定める申請人ら宅及び本件スタジオが所在する地域（近隣商業地域）に適用される騒音に関する「日常生活等に適用する規制基準」（別表第十三「一騒音」。以下「規制基準」という。）は以下のとおりである。

午前8時から午後8時までの間 60dB

午後8時から午後11時までの間 55dB

（以上につき、甲B2【4頁】）

ウ 中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について（答申）」（平成10年中環審第132号）は、騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針値（以下「指針値」という。）として、昼間会話影響（午前6時から午後10時まで）について、45dB以下と定めている。

(5) 低周波音に関する参照値

環境省が作成した「低周波音問題対応の手引書」における「低周波音問題対応のための「評価指針」」には以下の記載がある（甲B4、乙5）。

ア 心身に係る苦情に関する参照値

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値（以下、単に「参照値」という。）は、下記の表及びG特性音圧レベル $L_G=92$ (dB)とする。

表 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3オクターブバンド										
中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3オクターブバンド										
音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

イ 心身に係る苦情に関する測定場所

心身に係る苦情に関しては苦情者の住居などの問題となっている部屋の問題となっている位置とする。窓の開閉条件は原則として窓を閉めた条件とする。

ウ 心身に係る苦情に関する評価方法

(ア) G特性音圧レベルで92dB以上であれば、20Hz以下の超低周波音による苦情の可能性が考えられる。

(イ) 低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベルを上記アの表と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。

(ウ) 上記(ア)、(イ)のどちらにも当てはまらなければ、低周波音問題の可能性は低い。その場合には、100Hz以上の騒音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討する。

(6) 振動に関する行政基準等

ア 都条例136条で定める申請人ら宅及び本件スタジオが所在する地域（近隣商業地域）に適用される振動に関する「日常生活等に適用する規制基準」（別表第十三「二 振動」）は以下のとおりである。

午前8時から午後8時まで 65dB

午後8時から翌日午前8時まで 60dB

イ 一般的に55dB以下の振動については、人が揺れを感じない程度とされている（乙15）。

(7) 申請人らの症状

申請人cは、令和3年10月20日、精神科を受診し、急性ストレス障害との

診断を受けた。また、申請人 f は、同年 6 月 1 6 日、適応障害との診断を受け、現在、2、3 か月に一度、精神科を受診し、服薬をしている。（甲 C 3～C 5、乙 1 4、審問の全趣旨）

2 争点及び争点に対する当事者の主張の概要

(1) 申請人らの主張の概要

ア 低周波音について

本件スタジオを借りた団体が本件スタジオ内でレッスンをを行うことにより、申請人ら宅に人の身体に悪影響を与える程度の低周波音を発生させている。

調査①によれば、本件スタジオでチアダンスやバレエが行われている時間帯に、50 Hz から 80 Hz までの帯域にて参照値を超える大きな低周波音が測定されている。調査①について、窓を開けて行われたことを考慮し、測定された音圧レベルを修正した場合であっても、参照値以上とみなし得る測定値は多数存在する。したがって、体感調査は実施していないものの、申請人らは、本件スタジオから発生する低周波音により身体的被害を受けているものと推認することができる。

イ 振動について

本件スタジオを借りた団体が本件スタジオ内でレッスンをを行うことにより、申請人ら宅に人の身体に悪影響を与える程度の振動を発生させている。

振動については、人に感じられるレベルのものが生活環境に存在すること自体が異常であり、都条例が定める規制基準は、人や企業の活動が必要以上に制約されることがないように緩やかな基準を定めているにすぎないから、感覚閾値^{いき}以上のレベルの振動がある場合は、原則として受忍限度を超えていると評価すべきである。調査②及び調査③によれば、申請人ら宅において、55 dB を超える振動が頻繁に発生しており、60 dB を超える振動も多い。このような事実は、本件において本件スタジオにおけるレッスンによる振動被害が受忍限度を超える有力な根拠というべきである。

ウ 騒音について

本件スタジオにおけるレッスンの前後に、レッスンの受講者や指導者が本件スタジオの内外で会話をすることにより、申請人ら宅に騒音を発生させており、その騒音レベルは最大で60 dB程度である。この騒音については、本件スタジオにおけるレッスンの実施のために不可避免的に発生するものではないこと、被申請人がこれを止めることは容易であり、これによって被申請人に不利益が生じることもなく、社会常識にも適っていることも考慮すると、当該騒音による被害は受忍限度を超えているものと評価することができる。

エ 損害について

申請人 f は、本件スタジオからの音や振動に非常に鋭敏となり、平穏な生活を送ることができない精神状態となったため、適応障害の診断を受け、数か月に一度精神科に通院し、薬の処方を受けている。また、申請人 c は、申請人 f の症状に対応しなければならないことがストレスとなっているばかりか、本件スタジオからの音や振動を意識しながら生活することを強いられ精神的負担となっており、精神科で急性ストレス障害との診断も受けている。これらを慰謝するに足りる慰謝料の額は、一人当たり300万円とするのが相当である。また、申請人らは、本件裁定申請をするに当たり弁護士である申請人ら代理人に依頼しており、被申請人の行為と相当因果関係のある弁護士費用は一人当たり30万円である。

(2) 被申請人の主張の概要

ア 低周波音について

調査①は、音源側での低周波音の測定が一切行われておらず、申請人ら宅内の定在波の発生の有無も確認されていないこと、調査①で使用された騒音計が計量法で定める要件を充足したものか明らかでないこと、申請人ら宅の内外には低周波音の発生原因が多数存在することを考慮すると、調査①の測定結果からは、低周波音の発生源が本件スタジオであるとはいえない。

また、申請人らは、低周波音を実際に感知しているのか明らかでなく、申請人らが主張する損害が低周波音によるものであると立証されていない。

仮に本件スタジオから低周波音が発生していたとしても、調査①では、参照値をわずかに超過しているにすぎず、その超過も一時的なものであり、申請人ら宅の所在地の状況等を考慮すると、申請人らの受忍限度を超えているとはいえない。

イ 振動について

本件スタジオの構造を踏まえると、本件スタジオ内でジャンプなどの動作をしても、地盤を通じて異なる建物に振動が伝搬することは考え難い。実際、調査①では、チアダンス及びバレエを行っている時間帯の振動レベルは49dB以下であった。また、調査②は、申請人ら代理人が測定したものであるので、その信用性に疑義があるが、この点を^お措くとしても、本件スタジオ内外において、本件スタジオ以外の振動が多数測定されていること（特に申請人ら宅から駅までは軟弱地盤であり、交通振動が伝搬しやすいといえること）、申請人cの振動の感知と測定結果が整合していないことを考慮すると、これを根拠に振動の発生源が本件スタジオであるということはできない。

仮に本件スタジオから何らかの振動が発生していたとしても、申請人らが主張する損害が当該振動によるものであると立証されていない。また、測定された振動は、規制基準はおろか感覚閾値もほぼ全て下回っている上、突発的・瞬間的に発生するものであり、申請人ら宅の所在地の状況等を踏まえると、申請人らの受忍限度を超えているとはいえない。

ウ 騒音について

調査③においては、申請人ら宅では、環境基準を下回る騒音しか測定されておらず、本件スタジオの利用者のレッスン前後の会話から申請人ら宅に環境基準に違反するような騒音は発生していない。また、この会話音は、本件スタジオでのレッスン前後の非常に短い時間帯における突発的な子ども等の声であり、

社会的に十分に許容可能なものであることも考慮すると、申請人らの受忍限度を超えているとはいえない。

エ 損害について
争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件スタジオの稼働状況等

被申請人は、平成25年以降に本件スタジオの営業を開始した。本件スタジオの利用可能日時は、月曜日から日曜日までの午前9時から午後10時までである。

1コマ当たり2時間から3時間程度のレッスンやイベントが、1日当たり概ね2、3コマ予定されており、日によって、レッスンの内容は異なる。本件スタジオにおいてバレエ等を行う際には、床にリノリウムやマットを敷いている。(甲A1、C2、乙18、38、職1、審問の全趣旨)

(2) 申請人らの苦情及び被申請人の対応

ア 申請人らは、令和3年5月以降、町田市公害苦情相談窓口に対し、本件スタジオからの騒音等に関して被申請人に対する苦情を述べた。そこで、町田市は、このことを被申請人に伝え、対応を求めたところ、被申請人は、同月、本件スタジオを利用する団体に対し、窓を開けて本件スタジオを利用することが禁止であること、外部への音漏れを起こさない程度の小音量にすること、外での会話は控えることなどを伝える内容のメールを数回にわたり送信し、本件スタジオの入口の壁に、窓開け厳禁、大音量禁止、飛んだり跳ねたりの禁止、大音量での会話や本件通路を通行するときの会話の抑制を求める内容の張り紙を掲示したほか、窓ガラスにも、窓開け禁止の張り紙を貼付した。(甲C2、乙38、審問の全趣旨)

イ 申請人cの当時の代理人s弁護士は、令和3年6月24日頃、被申請人の取

締役 r に対し、本件スタジオからの騒音、低周波音及び振動に関する苦情を述べ、改善を求めた。これに対し、被申請人の代理人 t 弁護士及び u 弁護士（本件でも、被申請人の代理人弁護士として選任されている。）は、同年 7 月 8 日頃、上記 s 弁護士に対し、利用団体に窓を閉めての利用やボリューム調整等をお願いしているといった被申請人が実施している騒音等に関する具体的な対策を説明した。（甲 C 1、C 2）

ウ 上記イ以降、騒音及び振動は改善されたものの、申請人らが納得するレベルではなかったため、申請人 c は、令和 3 年 9 月 28 日、申請人ら宅 2 階の東側窓（本件通路に面した窓）の外側に、本件通路を歩行する者に見える形で、本件スタジオのドアと窓を閉めるルールを守って欲しい、「弁護士の t だけ」は許さない、今後裁判になった場合、本件スタジオの利用者にも影響が及ぶかもしれないなどと記載した看板を設置した。

そこで、被申請人は、同年、東京地方裁判所立川支部に対し、申請人 c を被告として、上記看板を設置したことにより損害を受けたことを理由に不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したところ（以下「前件訴訟」という。）、同裁判所は、令和 4 年 1 月 28 日、被申請人の請求を一部認め、申請人 c に対して 36 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる判決を言い渡した。上記判決においては、調査①について、敷地境界での騒音レベル・振動レベルは規制基準値以下であり、環境基準に違反するような測定結果は検出されなかったなどと認定された。（以上につき、乙 2、4、審問の全趣旨）

(3) 申請人ら等により行われた調査について

ア 調査①について（甲 B 1、B 6、B 7、審問の全趣旨）

(ア) 測定業者は、本件スタジオにおいてチアダンスが行われた令和 3 年 1 月 26 日午後 4 時から午後 6 時までの間及びバレエが行われた同年 1 月 4 日午後 2 時から午後 5 時までの間に、騒音計及び振動計を、それぞれ居室 1 及び申請人ら宅北東側と本件スタジオの西側の敷地境界上にそれぞれ設置し、

騒音、低周波音及び振動を測定した。また、測定地点の周辺でモニタリングを行い、対象音及び対象振動の内容（飛び跳ねや発声等）を記録する一方で、対象音及び対象振動以外の音及び振動（鉄道騒音及び鉄道振動、自動車騒音及び自動車振動等）を解析対象から除外した。なお、測定時間中、居室1の窓は開けた状態であった。

(イ) 居室1に設置した振動計について、対象振動が確認された時間帯の振動レベル等の解析を行ったところ、等価振動レベル（ L_{eq} ）は、チアダンスが行われた時間帯では、約27 dBから33 dBまで、バレエが行われた時間帯では、約30 dBから34 dBまでであり、最大振動レベル（ L_{max} ）は、チアダンス及びバレエが行われたいずれの時間帯でも、約44 dBであった。また、敷地境界上に設置した振動計については、チアダンスやバレエが行われた時間帯で、一定周期で短時間のうちに激しく上下に動くような振動レベルの波形がみられた（甲B1【18、19頁】）。

(ウ) 屋内に設置した騒音計について対象音が確認された時間帯の低周波音の解析を行ったところ、その結果は別紙4のとおりであった。

イ 調査②について（甲B2、乙18）

(ア) 申請人ら代理人は、令和3年11月18日午後1時頃から同月21日午後7時頃までの間、騒音計を居室1の外にあるベランダに、振動計を居室1又は居室2にそれぞれ設置し、騒音及び振動を測定した。なお、上記測定時間中に本件スタジオ内では、バレエやボクササイズ、学習教室等が行われることがあった。

(イ) 騒音については、一部の時間帯（令和3年11月19日午後1時5分頃から同日午後1時55分頃まで）で、都条例の規制基準に達しているか、それに近い音が頻繁に発生しているが、それ以外の時間帯は、規制基準に達している音が発生してもほとんど単発的であった。

(ウ) 振動については、55 dBから60 dBまでを超える振動が多少測定され

たが、そのほとんどは単発であり、また、70 dBを超えるような振動はほとんど測定されなかった。

ウ 調査③について（甲B8、審問の全趣旨）

- (ア) 申請人ら代理人は、令和6年11月22日午後7時頃から同月26日午後7時頃までの間、騒音計及び振動計を居室2に設置し、騒音、低周波音及び振動を測定した。なお、上記測定時間中に本件スタジオにおいては、バレエやボクササイズ、学習教室等が行われることがあった。また、測定中は概ね窓を閉めていたが、窓を開けていた時間帯もあった。
- (イ) 騒音については、窓を閉めた状態で25 dB程度、開けた状態で45 dB程度で推移し、窓の開閉により20 dB程度の差があった。また、本件スタジオのレッスンの前後に利用者が会話をしたり、あいさつをしたりする音も測定され、通常は数分程度、長くても10分以内で終了しており、その騒音レベルは、居室2の窓を開けた状態で瞬間的に最大60 dBまで到達することがあった。
- (ウ) 低周波音については、本件スタジオのレッスンの時間帯又はその前後に明白に低周波音の測定値が上昇しているといえるところは、（窓を開けたことによって測定値が上昇しているところを除き、）なかった。したがって、本件スタジオにおけるレッスンから発生する低周波音が申請人ら宅内に伝わっているという証拠は得られなかった。
- (エ) 振動については、Z方向（垂直方向）に55 dBから60 dBまでを超える振動がまれに測定されたが、そのほとんどは単発であり、また、70 dBを超えるような振動はほとんど測定されなかった。X方向及びY方向は全体にわたり47 dB程度であり、Z方向に比べ、波形の変動は少なかった。

(4) 本件調査について（職1）

- ア 事務局職員は、居室1内の東側窓近傍（測定点A）及び申請人ら宅の北側の敷地（調査①の屋外の測定地点と同じ場所。測定点B）に精密騒音計を設置し、

令和6年10月2日午後4時00分から同日午後4時40分までの時間帯における暗騒音のレベルを測定した。測定に当たっては、合計4パターンに分けて、居室1のエアコンや本件クリニックの医療機器等のオンオフ、居室1の窓の開閉を行った。上記測定が行われている間は、本件スタジオは利用されていなかった。

イ 測定点A及びBにおける等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）、時間率騒音レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル（ L_{eq} ）の測定結果は、別紙5のとおりである。なお、測定に当たっては、基本的に人工音（電車の走行や踏切、自動車の走行、工事等に伴う音）を評価対象から除外しなかったが、測定期間を通じた1/3オクターブバンド音圧レベルより15dB以上大きい音については、評価対象から除外した。

(5) 本件意見書（職2）

専門委員は、当事者から提出された証拠及び本件調査の結果を踏まえ、本件意見書を作成した。本件意見書の概要は、以下のとおりである。

ア 調査①は、測定業者が実施しているが、測定業者は、環境計量事業所に登録されているものと考えられるため、検定書の写しや計量証明の発行がなくとも一定の信頼性がある調査であると考えられる。

イ チアダンスは、それにより音楽に合わせた一定周期の衝撃振動が発生すると考えられるが、調査①では、チアダンスの影響と考えることができる波形を確認することができる。バレエの振動も同様の波形があり、そのような影響が出ているものと考えられる。他方で、調査②及び調査③では、振動レベルが55dBを超える部分が認められるものの、大半は単発の衝撃振動的な波形となっている。これらは、申請人ら宅内で発生した歩行振動か申請人ら宅の直前の生活道路を通過する交通振動と考えた方が自然である。それ以外の可能性（j線の鉄道振動、p街道からの振動等）もあるが、評価対象ではない可能性もある。ただし、感覚閾値である55dBを大幅に超えるような振動はなく、これを超

える頻度もそれほど多くない。

ウ 調査①の測定結果（別紙4）を見ると、1/3オクターブバンドレベルで50Hzから80Hzまでの帯域で参照値を超えている部分がある。調査①は窓を開けた状態の測定結果であるが、本件調査の測定結果（別紙5の表2）の窓を開けた場合（測定条件3）と閉めた場合（測定条件4）の差から窓の開閉の影響を推計することができる。窓の開閉の差は、50Hzで6.3dB、63Hzで8.7dB、80Hzで14.7dBとなり、調査①において音圧レベルが比較的大きい別紙4の表2のNO.9のケース（50Hzで61.6dB、63Hzで59.8dB、80Hzで56.2dB）で窓を閉めた場合の室内の音圧レベルを推計すると、50Hzで55dB、63Hzで51dB、80Hzで41dBとなる。これら3つの帯域のエネルギー和を計算し、63Hzの1/1オクターブバンドレベルを求めると、57dB程度となる。

「建築物の遮音性能基準と設計指針（第2版）」の建物内部の騒音に関する騒音等級の基準曲線に63Hzで57dBの音圧レベルを当てはめると、N-35となる。これを、室内騒音に関する適用等級の中の集合住宅の居室に当てはめると、騒音等級は1級となる。この等級は「遮音性能上すぐれている」（建築学会が推奨する好ましい性能水準）水準とされている。上記の推計された音圧レベルは、参照値を超えるか同じであるものの、建物を設計する際に一般的な遮音性能を念頭にすると、申請人ら宅は2級に該当する63Hzで63dBの音圧レベルまで許容して設計されていると考えることができ、上記で算定した63Hzで57dBという数値は、これより低いことから設計上許容されているレベルと考えられる。

2 判断

- (1) 申請人らが主張する本件スタジオにおけるレッスンから発生する低周波音及び振動並びに本件スタジオの利用者の会話による騒音が、違法な権利侵害又は利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、

申請人ら宅及び本件スタジオの所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成元年（オ）第1628号同6年3月24日第一小法廷判決・集民172号99頁参照）。

(2) 被申請人の侵害行為の態様、侵害の程度について

ア 低周波音について

(ア) 調査①によれば、居室1内において、窓を開けた状態で測定された低周波音の音圧レベルは、別紙4のとおりであり、40Hzから80Hzまでの周波数帯において、参照値を超えるような音圧レベルが測定されているところ（認定事実(3)ア(ウ)）、参照値と比較する場合には、窓を閉めた室内で測定する必要があるため（前提事実(5)イ）、調査①の測定結果から、本件調査における窓を開けた場合と閉じた場合の居室1内の測定値の差（別紙5表2の測定条件3と4の差。40Hzで6.9dB、50Hzで6.3dB、63Hzで8.7dB、80Hzで14.7dB）を控除すると、参照値を超える数値は、チアダンスでは、50Hzで53.8dB、バレエでは、50Hzで最大55.3dB、63Hzで最大51.1dB、80Hzで最大41.9dBとなり、参照値を最大4dB程度超過する値となった。しかし、上記数値に基づき、三つの帯域の和を計算すると、63Hzの1/1オクターブバンドレベルでは57dB程度と試算され、その数値は室内騒音に関する適用等級の1級（「遮音性能上すぐれている」水準）に対応するものであり、調査①によって、測定された低周波音の音圧レベルは、一般的な遮音性能上優れた居室においても許容されるレベルであった（認定事実(5)ウ）。

また、調査①によれば、窓を閉めた場合に参照値を超えると考えられた時間帯は、チアダンスでは数十秒程度、バレエでは数分程度と非常に限定されており（認定事実(3)ア(ウ)）、参照値を超えるような低周波音がレッスンの

時間中に常に発生しているわけではない。そもそも参照値が長時間継続して低周波音を受けた場合の心身に与える影響を考慮して定められたものであること（乙5【3頁】）に照らすと、このような短時間、上記の音圧レベル程度の低周波音が発生したからといって、それによって直ちに心身に影響が及ぶとは考え難い。加えて、本件スタジオ内で、チアダンスやバレエが毎日開催されているわけではないし、開催されたとしても1回当たり2、3時間程度であること（認定事実(1)）、調査③において、本件スタジオにおいてバレエやボクササイズ等が行われているにもかかわらず、明白に測定値が上昇している時間帯はなく、本件スタジオ内のレッスンから発生する低周波音が申請人ら宅に伝わっているとはいえず（認定事実(3)ウ(ウ)）、本件スタジオでバレエ等が行われたからといって、必ずしも参照値を超えるような低周波音が発生しているわけではないことを踏まえると、本件スタジオにおけるレッスンにより申請人ら宅に参照値を超えるような低周波音が到達する頻度はそれほど多くないといえる。さらに、本件スタジオの利用時間を踏まえると、深夜や早朝に本件スタジオから低周波音が発生することはない。

以上によれば、本件スタジオにおけるレッスンにより申請人ら宅に到達する低周波音は、一般的にみて健康に影響を及ぼす程度のものであったとはいえない。

(イ) 申請人らの主張

上記室内騒音に関する適用等級については、騒音に関する等級であり、低周波音に適用することを予定しているものではなく、これを用いて低周波音を評価することは不適切である旨主張する。

しかし、室内騒音に関する適用等級を判断するために用いられるN値は、建物内部の騒音に関する騒音等級の基準曲線を用いて導き出すことができ、上記の帯域の低周波音についても、室内騒音に関する適用等級の範囲に含まれると解される。したがって、100Hz以下の低周波音の評価に室内騒音

に関する適用等級を用いたとしても不適切であるとはいえず、申請人らの上記主張は採用することができない。

イ 振動について

- (ア) 調査①によれば、本件スタジオでチアダンス及びバレエが行われている時間帯における申請人ら宅3階の居室で振動を測定しているところ、その等価振動レベルは、チアダンスが行われた時間帯では、27 dBから33 dBまで、バレエが行われた時間帯では、30 dBから34 dBまでであり、最大振動レベルは、チアダンス及びバレエが行われたいずれの時間帯でも、44 dBであった（認定事実(3)ア(イ)）。55 dB（感覚閾値）以下の振動については人が揺れを感じない程度とされていることからすれば（前提事実(6)イ）、上記測定値はいずれも、人にはおよそ感じるできない程度の振動であったといえる。

一方で、調査②及び調査③によれば、居室1又は2において、55 dBから60 dBまでを超える振動レベルの波形が測定されているが、その大半は単発であり、その頻度も多いとはいえないし、70 dBを超えるような振動はほとんど測定されていない（認定事実(3)イ(ウ)、ウ(エ)）。本件意見書では、このような振動レベルの波形の特徴と、調査①で認められたチアダンスやバレエの振動レベルの波形の特徴とを比較した上で、調査②及び調査③において測定された55 dBを超える振動の大半は、申請人ら宅内で発生した歩行振動か、申請人ら宅直前の生活道路を通過する交通振動と考えた方が自然であると結論付けているところ（認定事実(5)イ）、この判断は、振動を専門とする専門家の判断として合理的であり、また、本件スタジオにおけるレッスンのスケジュール表（甲B8【資料4】、乙18）をみると、本件スタジオで運動を伴うようなレッスンが行われている時間帯に大きな振動が集中して測定されているわけではなく、逆に本件スタジオで運動を伴うようなレッスンが行われてない時間帯に大きな振動が測定されていることから裏付

けられているので、採用することができる。そうすると、調査②及び調査③で測定された感覚閾値を超えるような振動については、本件スタジオにおけるレッスンによって発生したものということとはできない（なお、前件訴訟の判決においても、振動レベルは規制基準値以下であり、環境基準に違反するような測定結果は検出されなかったと判断されている。）。

以上によれば、本件スタジオにおけるレッスンから申請人らの健康に影響を及ぼす程度の振動が発生しているということとはできない。

(イ) 申請人らの主張

a 申請人らは、本件スタジオでは、チアダンスやバレエ以外のレッスンも行われているから、チアダンスやバレエの振動レベルの波形と調査②及び調査③の振動レベルの波形が異なるからといって、本件スタジオのレッスンから振動が発生していないとはいえないはずであるなどと主張する。

しかし、チアダンスやバレエ以外のレッスンから発生した振動レベルの波形と調査②及び調査③で確認された振動レベルの波形が同一であったり、その特徴が似ていたりすることを示す証拠はない。本件意見書が指摘するとおり、本件スタジオのレッスンの中でもチアダンスやバレエは、飛んだり跳ねたりといった激しい運動を伴う最も振動が発生しやすい活動の一つであるといえるから、その振動レベルの波形と調査②及び調査③で測定された振動レベルの波形が異なることは、本件スタジオにおけるレッスンから申請人らが主張するような振動が発生していないことを示す有力な根拠であるといえることができる。

したがって、申請人らの上記主張は採用することができない。

b また、申請人らは、本件意見書が言及する交通振動は、申請人ら宅に接近するときが大きくなり、その後は小さくなるというなだらかな山型になるはずであり、本件意見書で指摘するような単発の衝撃振動にはならない旨主張する。

しかし、生活道路で発生する交通振動については、均一な路面で発生する振動のほかに路面のひび割れや道路に設置されたマンホールといった段差によって発生する振動が考えられるが、後者の場合は、単発的な衝撃振動となり、交通振動であっても単発的な衝撃振動が測定されることはあり得る。

したがって、申請人らの上記主張は採用することができない。

- c さらに、申請人らは、交通振動であれば、特定の時間に集中的に発生することは考えられないにもかかわらず、調査②及び調査③では、明らかに特定の時間帯に集中して大きな振動が発生している旨主張する。

しかし、本件意見書では、交通振動のほかに申請人ら宅内の歩行振動の可能性を指摘しており、これらの振動が特定の時間帯に集中することがおよそあり得ないとはいえない。

したがって、申請人らの上記主張は採用することができない。

ウ 騒音について

- (7) 調査③によれば、本件スタジオにおけるレッスンの前後に利用者等が会話をしたり、あいさつをしたりする音が測定されているが(認定事実(3)ウ(イ))、このような会話やあいさつは、日常的にありふれた生活音であり、通常は数分程度、長くても10分以内に終了している。また、測定された騒音レベルについても、申請人ら宅の居室の窓を開けた状態で瞬間的に最大60dBまで到達することがあったものの、窓の開閉により20dB程度の差があることを踏まえると、窓を閉めた場合、上記測定値は40dB程度まで低減されることが考えられる。この数値は、指針値を下回る値であり、そうすると、上記会話の音量は、瞬間的にも申請人ら宅内の会話に支障を及ぼすほどの大きさであるとはいえない。さらに、その頻度も本件スタジオにおけるレッスンの回数が1日当たり概ね2、3回程度であることからすると、それほど多くはないと認められる。

したがって、本件スタジオにおけるレッスンの前後の利用者等の会話から申請人らの健康に影響を及ぼす程度の騒音が発生しているということはない。

(1) 申請人らの主張

申請人らは、騒音に関して受忍限度を判断するに当たっては、①レッスンの前後に行われる会話がレッスンをする上で必要な行為ではないこと、②被申請人にとってこの会話を止めることは容易であり、かつ社会常識にも適っていることをそれぞれ重視すべきである旨主張する。

しかし、レッスンの前後に会話をする事自体は通常は社会的に許容される行為であり、レッスン前後の会話がレッスンを行う上で必要不可欠な行為ではないことを、受忍限度を判断する上で重視することはできない。

また、本件スタジオを経営しているにすぎない被申請人が、上記利用者の本件スタジオ外での会話を完全に止めさせることは現実的に困難であるところ、被申請人は、本件スタジオを利用する団体に対し、外での会話は控えることなどを伝える内容のメールを数回にわたり送信し、本件スタジオの入口の壁に、本件通路を通行するときの会話の抑制を求める内容の張り紙を掲示し（認定事実(2)ア）、本件スタジオの利用者に対して、可能な範囲でレッスン前後の会話等を控えるよう必要な注意をしている。

したがって、申請人らの上記主張は採用することができない。

(3) 周辺の状況

前提事実によれば、申請人ら宅及び本件スタジオが所在する地域は、近隣商業地域に指定されており、その周囲には複数の住居があるほか、その前方には車が通行可能な生活道路があり、また、約40m離れた場所には片側2車線で車の往来が激しいp街道があり、自動車による交通騒音が相当程度存在する場所である（前提事実(2)ア、エ）。さらに、申請人ら宅は、j線k駅から徒歩で約5分であり、直線距離で約125m以内の範囲にj線の線路があり、断続的に電車の走行

音が到達する場所である（前提事実(2)エ）。

以上の点からすれば、申請人ら宅及び本件スタジオ付近は、閑静な住宅街とまではいえず、本件スタジオやその利用者等から生じる音以外にも一定水準の大きさの音が継続的に存在している地域といえることができる。

(4) 被申請人の対応

認定事実によれば、被申請人は、申請人らからの苦情を受けて、被申請人が本件スタジオを利用する団体に対して、窓を閉めての利用やボリューム調整等を要請している上、低周波音、振動及び騒音の発生を防止するために、本件スタジオを利用する団体に対し、窓を開けて本件スタジオを利用することが禁止であること、外部への音漏れを起こさない程度の小音量にすること、外での会話は控えることなどを伝える内容のメールを数回にわたり送信し、本件スタジオの入口の壁に、窓開け厳禁、大音量禁止、飛んだり跳ねたりの禁止、大音量での会話や本件通路を通行するときの会話の抑制を求める内容の張り紙を掲示したほか、窓ガラスにも、窓開け禁止の張り紙を貼付した上、本件スタジオ内でバレエ等を行う際には、床にリノリュームやマットを敷くなどの対策を講じている（認定事実(1)、(2)ア）。実際、これらの対策を実施したことにより、騒音及び振動はある程度改善された（認定事実(2)ウ）。

以上のとおり、被申請人は、申請人らの苦情に真摯に対応し、可能な限りの有効な対策を行ったものと評価することができる。

(5) まとめ

上記(2)から(4)までの諸般の事情を総合的に考慮すると、申請人らが本件スタジオにおけるレッスンから発生する低周波音及び振動並びに本件スタジオの利用者からの騒音によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っていたと認めることはできず、被申請人について不法行為の成立を認めることはできない。

3 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、申請人らの本件各裁定申請は
いずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和8年3月9日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 中 村 也 寸 志

裁定委員 北 窓 隆 子

裁定委員大瀧敦子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 中 村 也 寸 志

※裁定文中の別紙1～3は省略

別紙 4

表 1

測定結果 (チアダンス)

No.	時間	対象音の内容	測定結果(dB)																						
			L _{0max} (AP)	L _{0eq} (AP)	1/3オクターブバンド中心周波数(Leq) (Hz)																				
					1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100
0	16:26:47 ~ 16:27:01	暗騒音	68.7	65.8	46.3	45.4	47.3	46.3	43.8	43.3	44.5	43.2	47.2	52.2	59.1	56.8	50.6	49.0	53.1	48.9	46.4	48.4	42.3	45.3	39.0
1	16:32:12 ~ 16:33:26	子供の声	78.1	67.7	49.1	48.4	48.2	50.6	52.6	53.2	50.0	52.0	54.6	58.7	60.5	57.8	51.2	50.7	57.1	54.4	49.4	50.6	46.3	45.8	40.8
2	16:33:50 ~ 16:34:58	飛び跳ね	77.5	70.5	45.8	45.1	46.5	43.7	47.1	47.3	45.1	45.9	47.2	54.0	63.5	62.5	52.8	54.3	57.3	56.2	52.0	54.3	52.7	53.4	48.0
3	17:06:37 ~ 17:07:45	子供の声/飛び跳ね	76.5	68.0	45.2	46.0	45.5	45.7	47.1	46.8	45.7	44.8	46.4	53.1	61.7	59.1	50.6	52.1	54.6	52.1	47.8	50.7	45.2	44.1	38.8
4	17:15:20 ~ 17:15:42	飛び跳ね	81.3	72.9	49.5	46.9	48.8	43.0	42.3	45.1	45.9	45.7	48.5	56.8	64.1	62.9	54.7	58.7	62.1	57.9	55.7	60.1	52.8	52.3	46.1
5	17:28:57 ~ 17:29:49	子供の声/飛び跳ね	76.0	68.7	44.4	44.5	45.2	44.9	47.6	47.2	46.1	46.6	48.0	54.3	62.7	60.4	50.6	52.7	55.5	54.9	50.4	54.3	48.9	48.1	42.0
6	17:32:49 ~ 17:35:37	子供の声	83.0	68.4	50.2	49.9	51.7	50.9	53.6	54.4	52.3	51.5	55.8	60.1	63.5	58.7	51.3	49.9	55.3	55.0	49.5	51.8	45.9	45.6	42.0
7	17:49:57 ~ 17:50:43	飛び跳ね	78.7	74.6	48.4	48.6	52.1	52.6	48.7	47.1	54.4	55.1	54.5	61.1	69.0	65.8	56.8	57.7	60.5	60.6	54.7	57.7	54.5	53.6	48.9

表 2

測定結果 (バレエ)

No.	時間	対象音の内容	測定結果(dB)																						
			L _{0max} (AP)	L _{0eq} (AP)	1/3オクターブバンド中心周波数(Leq) (Hz)																				
					1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	100
0	16:07:15 ~ 16:07:33	暗騒音	67.8	62.9	45.9	47.1	44.4	45.6	45.7	47.1	44.0	43.3	45.3	49.0	53.2	56.9	47.9	42.2	48.1	45.8	45.7	49.4	35.3	40.0	33.8
1	15:13:06 ~ 15:14:01	ドンドン	76.7	71.0	47.4	45.1	45.4	44.9	47.0	49.1	47.9	44.2	46.7	55.9	61.1	64.9	54.9	52.3	54.8	54.3	50.4	53.8	47.8	47.8	39.7
2	15:25:04 ~ 15:26:00	ドンドン	75.4	68.4	54.8	54.1	55.1	55.5	56.1	56.6	56.5	51.8	56.3	60.9	59.0	61.2	54.6	49.2	51.6	50.4	48.4	50.8	47.3	46.6	40.2
3	15:27:02 ~ 15:27:23	ドンドン	75.8	71.0	48.0	44.8	45.5	45.1	47.8	46.7	47.5	44.7	50.4	58.2	60.0	64.6	56.6	52.9	54.3	53.1	55.1	56.2	51.8	51.1	44.0
4	15:28:28 ~ 15:29:15	ドンドン	80.9	70.3	50.4	48.7	48.7	49.7	51.7	55.3	53.1	47.3	54.2	57.8	60.1	63.5	57.0	50.0	53.8	53.6	49.7	52.7	46.0	46.5	40.2
5	15:39:32 ~ 15:40:01	ドンドン	76.0	70.5	50.2	46.9	43.9	43.3	45.9	45.4	45.7	44.2	46.2	54.9	59.7	64.2	56.0	50.4	55.0	56.3	52.4	53.4	48.1	49.2	42.9
6	16:36:40 ~ 16:37:09	ドンドン	77.2	71.1	47.2	44.8	45.4	43.3	44.8	44.1	41.1	45.5	49.4	54.7	61.5	63.8	54.5	53.4	60.0	58.9	54.2	57.2	56.2	51.5	48.2
7	16:45:53 ~ 16:46:39	ドンドン	76.5	69.8	46.0	46.5	45.3	42.3	44.0	44.3	42.1	45.4	46.5	53.4	59.9	61.7	52.1	49.5	61.4	51.7	55.8	58.4	56.1	52.5	50.7
8	16:47:52 ~ 16:49:20	ドンドン	77.6	71.1	47.8	46.5	47.5	45.9	45.2	44.7	44.6	45.7	46.0	55.1	60.8	63.8	53.1	52.7	61.0	52.0	55.5	59.3	56.0	52.6	50.4
9	16:51:20 ~ 16:51:54	ドンドン	80.1	74.2	49.0	47.7	47.6	46.6	48.5	48.0	46.9	47.7	51.9	56.6	64.2	66.9	55.3	57.5	63.5	53.8	57.9	61.6	59.8	56.2	52.3
10	16:54:23 ~ 16:54:50	ドンドン	77.8	71.4	47.2	46.2	46.9	45.8	46.0	46.4	42.6	46.4	45.4	56.2	61.3	63.5	52.9	56.3	59.8	51.0	56.0	57.4	58.4	56.6	49.2

別紙 5

等価騒音レベル、時間率騒音レベル

[単位：dB]

測定条件	設置地点	LAeq	LAFmax	LAFmin	L5	L10	L50	L90	L95
1 窓開、AC稼働、CL稼働 16:00:00~16:10:00	A:居室1	44.7	55.6	38.8	48.4	46.3	43.2	41.0	40.5
	B:敷地境界	49.1	60.7	43.4	53.3	50.8	47.4	45.4	44.8
2 窓開、AC稼働、CL停止 16:13:00~16:20:00	A:居室1	44.7	57.5	39.8	48.4	46.3	42.9	41.2	40.9
	B:敷地境界	49.1	60.5	43.4	52.5	50.8	47.0	45.2	44.9
3 窓開、AC停止、CL停止 16:21:00~16:30:00	A:居室1	43.3	57.9	36.0	47.2	45.4	40.9	38.2	37.7
	B:敷地境界	48.7	60.8	42.2	52.6	50.7	46.5	44.1	43.6
4 窓閉、AC停止、CL停止 16:31:00~16:40:00	A:居室1	27.4	46.5	20.0	33.0	29.6	24.0	21.5	21.1
	B:敷地境界	50.5	64.7	43.0	56.2	52.3	47.1	44.7	44.3
全測定時間通し 16:00:00~16:40:00	A:居室1	43.0	57.9	20.0	47.1	45.6	41.7	23.5	22.1
	B:敷地境界	49.3	65.5	42.2	53.2	51.1	47.1	44.8	44.4

1/3 オクターブバンド音圧レベル (総括表)

[単位 : dB]

測定条件		設置地点	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Leq) [Hz]							
			1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5
1	窓開、AC稼働、CL稼働 16:00:00～16:10:00	A:居室1	67.8	66.4	65.7	63.6	61.3	58.7	56.4	54.2
		B:敷地境界	60.9	61.1	58	56.9	54.2	53.4	50.8	49.9
2	窓開、AC稼働、CL停止 16:13:00～16:20:00	A:居室1	66.7	65.9	65.4	63.0	60.6	58.3	55.8	52.8
		B:敷地境界	63.8	62.3	61.9	58.6	58.0	55.4	52.8	52.1
3	窓開、AC停止、CL停止 16:21:00～16:30:00	A:居室1	67.9	66.3	66.4	64.5	61.7	59.6	57.0	54.0
		B:敷地境界	64.1	63.8	62.3	60.5	59.2	57.4	54.5	53.4
4	窓開、AC停止、CL停止 16:31:00～16:40:00	A:居室1	74.8	73.1	69.7	71.1	68.8	69.1	65.5	57.2
		B:敷地境界	66.6	66.6	64.6	63.1	60.5	60.6	60.7	56.5

測定条件		設置地点	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Leq) [Hz]							
			6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5
1	窓開、AC稼働、CL稼働 16:00:00～16:10:00	A:居室1	53.4	57.0	59.5	54.3	53.1	46.7	49.4	50.0
		B:敷地境界	49.5	51.3	52.2	52.0	54.0	52.2	56.9	57.5
2	窓開、AC稼働、CL停止 16:13:00～16:20:00	A:居室1	53.4	56.7	60.4	55.2	51.9	45.3	50.3	48.5
		B:敷地境界	51.4	52.1	53.7	53.1	54.3	53.8	57.2	54.7
3	窓開、AC停止、CL停止 16:21:00～16:30:00	A:居室1	53.0	57.4	59.6	53.3	47.2	42.5	49.4	47.2
		B:敷地境界	53.3	53.2	53.2	52.6	53.4	52.7	55.3	54.0
4	窓開、AC停止、CL停止 16:31:00～16:40:00	A:居室1	47.0	40.9	45.3	39.8	40.5	39.5	41.5	35.6
		B:敷地境界	56.1	55.4	54.8	53.9	53.5	51.8	55.0	57.1

測定条件		設置地点	1/3 オクターブバンド中心周波数 (Leq) [Hz]				
			40	50	63	80	100
1	窓開、AC稼働、CL稼働 16:00:00～16:10:00	A:居室1	50.4	49.1	41.7	51.3	37.8
		B:敷地境界	56.2	55.0	55.2	54.4	50.8
2	窓開、AC稼働、CL停止 16:13:00～16:20:00	A:居室1	49.5	47.0	40.0	50.8	35.4
		B:敷地境界	55.7	54.6	50.1	50.2	45.6
3	窓開、AC停止、CL停止 16:21:00～16:30:00	A:居室1	46.3	48.0	36.8	40.7	34.7
		B:敷地境界	56.5	55.7	51.3	48.6	45.1
4	窓開、AC停止、CL停止 16:31:00～16:40:00	A:居室1	39.4	41.7	28.1	26.0	23.5
		B:敷地境界	57.2	55.4	50.4	49.2	47.6

AC : 居室1 のエアコン

CL : 申請人クリニックの機器等